

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成27年11月13日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年10月6日	北区	北野下白梅町	—	—	1	平成27年10月6日
		衣笠御所ノ内町	4	—	—	
		衣笠東尊上院町	3	—	—	
	南区	久世大藪町	—	—	2	
	伏見区	桃山南大島町	2	—	—	
平成27年10月13日	中京区	西ノ京笠殿町	—	—	2	平成27年10月13日
	右京区	西院西淳和院町	—	—	1	
		太秦馬塚町	—	—	1	
		太秦乾町	1	—	—	
		嵯峨天龍寺中島町	1	—	—	
		梅津徳丸町	1	—	—	
	伏見区	桃山町正宗	1	—	—	
平成27年10月20日	右京区	梅津徳丸町	2	—	—	平成27年10月20日
	伏見区	淀川顔町	1	—	—	
		竹田西小屋ノ内町	1	—	—	
平成27年10月29日	北区	西賀茂樋ノ口町	—	—	1	平成27年10月29日
		上賀茂前田町	2	—	—	
		上賀茂柵谷町	3	—	—	
		上賀茂毛穴井町	—	—	1	
		上賀茂朝露ヶ原町	—	—	1	
	山科区	大宅辻脇町	—	—	2	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年10月29日	山科区	西野山中鳥井町	—	—	1	平成27年10月29日
	伏見区	深草大亀谷六躰町	4	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)